

栃木県屋外広告物条例施行規則等の一部改正について (車両に表示される屋外広告物の規制見直し)

県土整備部都市計画課

1 改正の趣旨

人口減少の進展やコロナ禍により交通事業者の経営環境が悪化する一方で、少子高齢化、過疎化の進展に伴い公共交通機関の重要性は高まっている。このような社会経済情勢の変化に対応するため、他自治体における規制の状況を鑑み、車両に表示される広告物に係る規制について、合理的な規制基準に改正を行う。

2 改正の概要

(1) 路線バスに表示される広告物

広告主が民間等である場合に、禁止地域（国立公園等）においては、左右側面部、後部に大きさの制限なく表示することを認めていなかったが、すべての地域において表示することができるようにする。

(2) 観光バスに表示される広告物

広告主が民間等である場合に、左右側面部、後部に大きさの制限なく表示することを認めていなかったが、すべての地域において表示することができるようにする。

(3) その他の種類の自動車車両に表示される広告物

自動車車両に表示できる面積の基準を、「0.5m以下×1m以下のもの、3件以内」(最大1.5㎡)から「左右側面部各1㎡以内、後部0.5㎡以内」(最大2.5㎡)に緩和する。

(4) その他所要の改正を行う。

※ 現行の規制において、鉄道車両に表示される広告物及び公共（国・地方公共団体・公共的団体）が公共的目的で自動車車両に表示する広告物については、車両の種類にかかわらず、前部・左右側面部・後部に大きさの制限なく表示することができる。

3 施行期日等

- (1) 令和3年1月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。